

改正

平成23年6月30日告示第177号

平成28年3月25日告示第87号

鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、ひとり暮らしの障害者又は高齢者等が、災害時等における地域での支援（以下「支援」という。）を受けるための制度を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことができる地域づくりを推進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において「要援護者」とは、市内に住所を有する者（施設入所者を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 65歳以上の者でひとり暮らしのもの
  - (2) 75歳以上の者のみの世帯の世帯員
  - (3) 65歳以上の者のみの世帯で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「省令」という。）第1条第1項に規定する要介護3から要介護5までに該当する者がいる世帯の世帯員
  - (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める1級又は2級に該当する障害を有する者でひとり暮らしのもの
  - (5) 療育手帳（児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付される手帳をいう。）の交付を受けた者でひとり暮らしのもの
  - (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者でひとり暮らしのもの
  - (7) 省令第1条第1項に規定する要介護1から要介護5までに該当する者並びに同令第2条第1項に規定する要支援1及び要支援2に該当する者で、ひとり暮らしのもの
  - (8) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある者
- 2 この要綱において「災害時要援護者」とは、要援護者のうち支援を希望する者で支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意したものをいう。

(災害時要援護者の登録)

**第3条** 市長は、要援護者の名簿を作成するとともに、次条の規定により、災害時要援護者の登録を行うものとする。

(登録の手続)

**第4条** 要援護者が、災害時要援護者の登録をしようとするときには、災害時要援護者登録申請書兼台帳（別記様式）に、災害時要援護者の支援を行うことに同意を得た近隣者等（以下「地域支援者」という。）の氏名のほか、必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

2 市長は、民生委員及び児童委員（以下「民生委員」という。）の協力を得て、災害時要援護者の把握及び登録のために必要な調査を行うものとする。

3 要援護者は、前項の調査の際、第1項の申請手続をすることができる。

(災害時要援護者台帳)

**第5条** 市長は、前条第1項の災害時要援護者登録申請書兼台帳の提出を受けたときは、記載内容の確認を行うとともに、支援を円滑に行うことができるよう災害時要援護者台帳（以下「台帳」という。）として整備するものとする。

(台帳の保管及び提供)

**第6条** 台帳は、市長が保管する。

2 市長は、台帳の写しを地区市民センター（神戸地区については地域振興部地域協働課）に置くものとする。

3 市長は、地区内の自治会、自主防災隊、消防団、民生委員児童委員協議会等の関係機関及び地域支援者（以下「自治会等」という。）が次条に規定する支援を行うために台帳の写しが平常時から

必要であると認められた場合は、自治会等にその写しを提供することができる。

- 4 本活動開始年度の翌年度以降は、毎年度4月1日を基準日とし、新規、変更、廃止等の台帳の異動データを、基準日の属する年度の9月末までに前項と同様の方法で提供するものとする。

(自治会等による支援)

**第7条** 自治会等は、災害時要援護者に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 災害時における情報提供、避難誘導、救出活動、安否確認等

(2) 前号の活動を容易にするために平常時において行う声掛け、相談、避難訓練等

(自治会等の守秘義務等)

**第8条** 自治会等は、台帳の写しを前条に規定する支援以外の目的で使用してはならない。

- 2 自治会等は、台帳の写しに記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を支援に関係しない者に漏らしてはならない。また、支援をする役割を離れた後も同様とする。

- 3 自治会等は、台帳の写しを紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

- 4 自治会等は、台帳の写しを紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(登録事項の変更)

**第9条** 災害時要援護者は、台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は地域支援者若しくは民生委員を通じて市長に報告するものとする。

- 2 市長は、台帳に記載された事項に変更が生じたことを知ったときは、速やかに台帳の原本を修正するものとする。

(活動の周知及び協力)

**第10条** 市長は、鈴鹿市広報等を通じて、この要綱に定める活動の周知を図るものとする。

- 2 自治会等（地域支援者を除く。）は、前項の周知に協力するとともに、この要綱に定める活動に協力するよう努めるものとする。

(消防本部等への情報提供)

**第11条** 市長は、支援情報として活用するため、台帳の写しを消防本部並びに中央消防署及び南消防署（以下「消防本部等」という。）に提供することができる。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、災害時要援護者に対する支援に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成23年6月30日告示第177号抄）

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成28年3月25日告示第87号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。